

2008年4月25日

「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更」に関する見解

社団法人日本新聞協会
編集委員会

本日、「個人情報の保護に関する基本方針」の一部変更が閣議決定された。当協会は、個人情報保護法全面施行後も再三にわたり、過剰反応を食い止めるようさらなる措置を求めてきた。

今回の基本方針一部変更案に対しても当協会は2月15日、官公庁をはじめ、病院・消防・学校などの公共機関、一般企業など社会のさまざまな分野で個人情報保護法への過剰反応が起きている事実、法の名を借りた公的機関による情報隠しともとれる動きがあることを指摘し、こうした事態を防ぐための実効ある措置を求める意見を表明した。しかし、今回の変更内容を見ても、現状が大きく改善されるとは到底期待できない。

個人情報保護法は個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の適正な取り扱いを目的として掲げている。両者のバランスを欠き、法への過剰反応が定着すれば、必要な情報が隠される匿名社会となりかねず、民主主義社会の根幹である報道の自由を阻害し、国民の知る権利を脅かすだけでなく、社会の基盤を揺るがすものとなる。

報道機関への情報提供は法の適用除外であり、まさに「個人情報の有用性」に該当することが広く理解、徹底されるよう法改正をも視野に入れ抜本的に見直すよう求めるものである。このことは、行政機関の保有する個人情報も同様であり、個人情報保護を名目とした情報隠しは、公的機関の説明責任、情報公開の責務を放棄するものである。

以　　上